

迷走の岸田減税で 「減税と給付の狭間」が生む不公平感

マイナンバーによる給付付き税額控除の 仕組み構築につなげよ

岸 田文雄首相が主導する定額減税と住民税非課税世帯への10万円給付。財源の面で問題があることに加えて、900万人が「減税と給付の狭間」に落ち、本当に困窮する世帯には支援が届かない。不公平感を解消するためには、マイナンバーで把握している所得情報を一元化し、給付官庁にタイムリーに提供する制度が必要である。これは岸田政権が取り組む「三位一体の労働市場改革」を推進する上でも不可欠な施策だといえる。

東京財団政策研究所
研究主幹 森信茂樹



財源なき岸田減税

所得税・住民税で1人当たり4万円の減税と、住民税非課税世帯への10万円給付が決定した。岸田文雄首相が「成長の成果で

ある税収増を国民に適切に還元する」と表明し、秘書官などの官邸官僚や与党幹部の反対を押し切って決断したといわれている。だが、選挙目当ての「バラマキ」と国民からの評価は低い。財政積極派からも「一時的な減

税は貯蓄に回り経済効果が低い」などの批判が寄せられている。

岸田減税は、財源の面で問題があることは間違いない。まず総理発言の「成長の成果である税収増」という部分だ。

確かに2022年度一般会計の税収は前年度比6・1%増の71兆1000億円で、当初予算を5兆9000億円上回っている。上振れの内訳を見ると、増収は①所得税が賃上げや配当・株式譲渡益の伸びを反映し2兆

1000億円、2法人税がコロナ禍からの企業業績の回復で1兆6000億円、3消費税が円安や資源価格高騰による物価上昇の影響や個人消費の持ち直しにより1兆5000億円、となっている。

しかし、この内容は経済成長の成果というより、22年末の資源高と円安など「インフレによる増収」である。企業が原材料価格を転嫁できたことが法人税増収につながり、円安やグローバルインフレによる輸入増が消費税増につながった。賃上げにより個人所得税は増加したが、個人の実質賃金は18カ月連続でマイナスが続いており、成長の成果で所得増収が伸びているとはとても言えない状況だ。

また、税収の上振れ5兆9000億円のうち3兆1000億円は、22年度補正予算で歳入として計上済みである。残りの2兆8000億円は国債発行の取りやめなどと相殺され、22年度

の剰余金は2兆6000億円になった。そのうち半分は財政法の決まりで国債の償還に充てられる。残りの1兆3000億円については、防衛費増額の財源確保スキームとして活用されることが22年末の議論で決まっている。つまり国民に還元する税増は存在しないのである。

さらに、この23年末は、防衛増税と異次元の少子化対策の財源確保である支援金制度の具体化について結論を出すという大きな課題がある。とりわけ支援金制度は、高齢者も対象になる健康保険料の上乗せで構築される予定だ。これは岸田減税とは逆方向の国民負担の増加であり、「減税を行う財源があるのならそちらに充てろ」ということになる。

減税と給付の狭間に落ちる900万人

岸田減税の重大な問題は、不公平感を生むことだ。住民税非

課税世帯には10万円（すでに支払われている3万円を含む）給付を行うが、その6割は高齢者で、年金受給世帯が圧倒的に多い。彼らはそこそこ資産も保有している。

生活が困窮しているのは、一生涯懸命働いて住民税を支払っている母子世帯など低所得の勤労世代だ。すでに鈴木俊一財務大臣が指摘しているとおり、今回の措置では900万人が「住民税は払っているため給付金10万円はもらえないが、所得税の負担は4万円以下」などで、減税と給付の狭間に落ちる。

例えば、大学生と高校生の子どもがいる給与所得者（専業主婦家庭）の課税最低限は354万円であるため、400万円の給与所得者の所得税負担は2万3000円となり、岸田減税でもらえるはずの12万円（3万円×4）にまったく届かない。それにもかかわらず、上から目線で「還元する」と言われては、

国民は納得できない。

そもそも1999年から2006年まで行われた小沢減税（所得税の定率減税）以降、リーマンショック時もコロナ禍の混乱の中でも所得税等の減税は行われなかった。その理由は、わが国において所得税の課税最低限の所得水準が高く、納税者数は総人口の43%（就労者の81%）であることや、納税者の6割の適用税率が5%で、減税の効果が広く行き渡らないことだ。こうした不公平を解決するには、マイナンバーで把握している所得情報を給付に結び付ける制度とシステム、つまり欧米で導入されている「給付付き税額控除」の導入が必要だ。

給付付き税額控除による第2のセーフティネット

英国をはじめ欧州諸国では、職業訓練やリスクリンクなどで失業者を労働市場に復帰させる積極的労働政策が、給付付き税

岸田減税の問題点

額控除とセットで進められてきた。所得情報を社会保障給付に連動させ、職業訓練などを条件に、所得に応じた給付を行うことにより就労インセンティブを高めながら失業対策を行う制度である。

代表例は英国のユニバーサルクレジットだ。労働党のブレア政権がワークフェア思想に基づき導入した勤労税額控除を、13年に保守党のキャメロン政権が抜本的に拡充したものである。リアルタイムで税引き後の手取り所得を把握し、世帯人数や年齢、障害、介護、住居費用、児童の数を考慮して給付を行う。

受給者は求職活動や職業訓練の受講参加などの条件を満たす義務があり、違反すると給付停止などの制裁が課される。保守党のジョンソン政権はこのインフラを活用して、コロナ対策の支給を迅速かつ申請なしで行い、本制度への評価を高めた。

「何をやりたいのか分からない

い」と言われている岸田政権の「新しい資本主義」において評価できるのは、雇用の流動化・ジョブ型雇用・リスクリングの「三位一体の労働市場改革」だ。リスクリングとセットで成熟産業から成長産業へ労働移動を円滑に進めることで、労働生産性は高まる。

これをスムーズに進める上で、給付付き税額控除を活用した「第2のセーフティネット」が必要だ。雇用保険の枠からはみ出し、フリーランスやギグワーカーも含め安心してリスクリングを行える環境の整備が求められる。

わが国でこうした制度を構築するための課題は何か。まずはマイナンバーで把握している国税・地方税に係る所得情報を一元化し、給付官庁にタイムリーに提供する制度が必要となる。守秘義務や個人情報保護などについても、法律で手当てしなければならぬ。

筆者は、「ガバメント・データ・ハブ」の活用が有用だと考える(注)。これは「ワンズオンリー原則」の下で、企業が雇用の給与情報や源泉徴収額など各行政機関に提出する各種情報を民間提供のクラウドに保存し、国税当局や給付官庁といった行政機関にそこへのアクセス権を付与する仕組みである。

これによるセーフティネットの構築は、マイナンバーの信頼性を高めることにもつながる。20年に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」には、マイナンバーを基本としたデジタル技術を活用して所得情報を社会保障などの給付に結び付ける「デジタル・セーフティネット」の検討が明記されている。総理自身がリーダーシップをとり、霞が関の縦割りを排除して検討を進める必要がある。

(注) 「マイナンバーによる安全網構築」(日本経済新聞「経済教室」23年11月27日付)、東京財団政策

研究所政策研究「全世代型の社会保障の構築に向けての提案」参照。
<https://www.tkrtd.or.jp/research/detail.php?id=4224>

もりのぶ しげき

法学博士。73年京都大学法学部卒、大蔵省入省。主税局総務課長、プリンストン大学で教鞭を執り、財務省財務総合研究所長を最後に06年退官。中央大学法科大学院教授を経て現職。著書に「デジタル経済と税」(19年、日本経済新聞出版社)など。

サステナブル金融が動く

三菱UFJリサーチ & コンサルティング フェロー 吉高まり=著

A5判・280頁・定価3,190円(税込)

カーボンニュートラル社会実現に向けた処方箋

一般社団法人 金融財政事情研究会 〒160-8519 東京都新宿区南元町19 電話(03)3358-2891(直)